

食安輸発0926第4号
平成25年9月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いの一部改正について

標記については、平成24年11月16日付け食安輸発1116第5号（最終改正：平成25年8月23日付け食安輸発0823第3号）により通知したところです。

今般、パパイヤ加工品のうち「調味漬け製品（パパイヤが分別可能なものに限る。）」の検査について、登録検査機関における受託体制が整ったことから、同通知の別表を別紙のとおり改正します。

(別表)

| 対象国 | 対象食品 | 検査項目 | 検査方法 |
|------|---|-----------|---|
| 米国 | 長粒種米及びその加工品(主原料とするもので未加熱のもの) | LL601 | 平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」 |
| 中国 | 米加工品(米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの) | 63Bt、NNBt | |
| ベトナム | 米及びその加工品(米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの) | CpTIコメ | |
| タイ | パパイヤ及びその加工品(調味漬け製品(パパイヤが分別可能なものに限る。)、細切し冷凍したもの、乾物製品(乾燥パパイヤ)及び砂糖漬け乾燥製品(ドライフルーツ)) | PRSV-SC | |